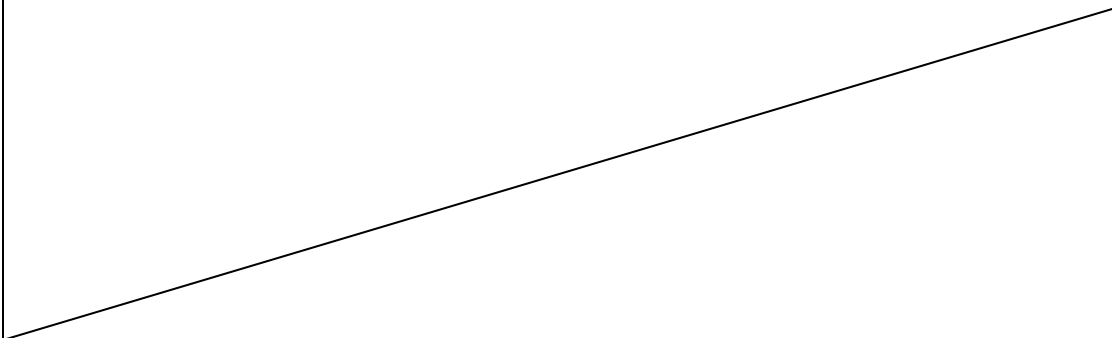


## 審査基準

令和4年5月13日作成

法令名	: 道路交通法
根拠条項	: 第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処分の概要	: 運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）	: 静岡県公安委員会
法令の定め	: 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付）道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審査基準	: 
標準処理期間	: 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した静岡県公安委員会に対して行われた場合1日、ただし、提出された写真による申請については14日
申請先	: 運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署を除く。）
問合せ先	: 静岡県警察本部運転免許課
備考	: